

5 放射性物質

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の発生以来、放射性物質の拡散により市民の健康への不安が広がっています。そこで、市内の放射性物質による汚染状況を把握するため、空間放射線量を測定しました。

平成24年8月から平成24年11月にかけて、子どもたちが長時間滞在し活動する場所である市立のすべての保育所(19園)、幼稚園(38園)、小学校(47校)、中学校(22校)の校庭・園庭及び砂場並びに市役所本庁舎玄関前において、測定を行いました。

その結果、全調査地点の平均値は毎時0.098 μ Sv (マイクロシーベルト) でした。平均値に対する被ばく限量(追加被ばく量) *1 は年間0.305mSv (ミリシーベルト) で、国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年に示した指標値である年間1mSvを下回っていました。

また、平成24年12月からは、本市を7ゾーン(東部、中央市街地、南部、中部、西北部、月ヶ瀬、都祁)に区分し、ゾーンごとに代表する保育所、幼稚園、小学校、中学校の各々1園1校を選定の上、それぞれの施設及び市役所本庁舎玄関前において、毎月測定しました。

その結果、全調査地点の平均値は毎時0.098 μ Sv でした。平均値に対する被ばく限量(追加被ばく量)は年間0.305mSvで、ICRPの指標値である年間1mSvを下回っていました。

* 1. 被ばく限量 (追加被ばく量) とは、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、一般公衆が1年間に浴びてもよい量のことです。

(図3-4-32) 測定機器



(図3-4-33) 測定の様子



(図3-4-34) 放射線量基準値 (ICRP) (環境省HPより)

